

12. いじめ防止基本方針

室戸市立佐喜浜小学校

はじめに

本校の学校教育目標「自分・仲間・ふるさと まるごと大好き さきはまっ子」は、「自分の思いを表現できる子」「自分も友だちも大切にできる子」（目指す子ども像）の育成、「安心して学習・生活ができる学校」（目指す学校像）の実現を通じて、いじめのない学校を目指している。しかし、いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることから、いじめ問題を重大な人権問題として認識し、その解決に向けて、教職員の確かな人権感覚のもとで学校教育活動全体を通じて取り組むために、平成27年に「いじめ防止基本方針」を策定する。

しかしながら、解釈や適用の仕方等について、認識やとらえ方を共有するとともに、課題を解消していく道筋や、解消後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えていかなければならない。

そのために、市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者は連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組み、総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することができるよう「いじめ防止基本方針」を平成30月31日に改定する。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

1. いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
2. いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
3. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈運用上の注意点〉

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- 当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめの防止等の対策のための委員会「佐喜浜小学校いじめ問題対策委員会」を活用して組織的に行う。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

○いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないため、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行う。また、これらの場合であっても、「佐喜浜小学校いじめ防止対策委員会」で情報共有する。

○「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

第3 いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成25年7月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2010－2012」）によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第4 「いじめの防止等の対策のための委員会」（佐喜浜小学校いじめ問題対策委員会）

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、学校の学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ対策の取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必

要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取り組みについてPDCAサイクルで検証を担う。

(1) 組織の役割

- いじめの防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正 →別紙1を参照
- いじめの防止等の対策の取り組みに関するアンケートやチェックシート（教職員用，児童用，保護者用等）の作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討 →別紙1
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を学級担任及び教職員が行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施
- 重大事態の調査のための組織について，学校がその調査等を行う場合の母体となる

(2) 組織の構成員

構成する教職員は，校内の構成員として，校長，教頭，生徒指導担当，人権教育主任，養護教諭，学級担任，校外の構成員として，学識経験者，PTA会長(又は副)，主任児童委員，人権擁護委員，地域コーディネータとし，その他状況に応じてスクールカウンセラー，室戸市家庭児童相談室とする。

個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって，状況に応じて関係の深い保護者等を追加する。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては，学識経験者，PTA会長，主任児童委員，人権擁護委員，地域コーディネータとし，その他状況に応じてスクールカウンセラー，室戸市家庭児童相談室等の外部専門家の助言を得る。

なお，重大事態の調査のための組織について，学校がその調査を行う場合は，この組織を母体としつつ，当該事案の性質に応じて室戸市重大事態の対策のための室戸市いじめ問題専門委員会に報告し，適切に対応する。→別紙2参照

第5 いじめ防止のための取組

(1) 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

- 「夢」や「志」を喚起し，豊かな人間性を育む教育の推進

児童生徒が，それぞれの立場で自分についてよく知り，集団の中での自分をしっかりと位置付け，将来を切り拓いていくためには，「人とつながり，人を思い，人に役立つ」ということを大事にしながら，それぞれの「夢」や「志」を育んでいかなければならない。そのために，「学力向上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」の三本柱の取組を通してキャリア教育を推進する。

- 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

児童生徒の自尊感情や社会性，規範意識，思いやり等の豊かな心を育むとともに，児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することにより，いじめに正面から向き合うことができるよう，学校間連携，家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。

また，児童の豊かな情操やコミュニケーション能力，読解力，思考力，判断力等を育むため，

分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動、対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識等を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

あわせて、児童生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。

○ 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童に対する情報モラル教育の充実を図る。

○ 人権感覚を育む人権教育の推進

児童生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組む必要がある。そのためには、児童生徒が自他の大切さを強く自覚し、よさを認め合える人間関係を協力してつくることができるように、児童に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修機会を積極的に提供する。

(2) 児童一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

○ 学校経営に生徒指導の三機能を位置付けた取組の推進

いじめを生じさせないためには、児童が安心して過ごせ、「夢」や「志」、自信をもてる学校を実現することが必要であり、学校の教育活動全体を通して、すべての児童生徒を対象に、自己肯定感や自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した生徒指導を組織的に推進していく。

そのため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる）の視点を位置付けた取組の推進を図る。

○ 児童の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動を通して、児童の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、児童活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。

そのために、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、特別活動や集会による実践交流や協議等を行うなど、児童会活動の活性化を図る。

さらに、学校において、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童の主体的な活動を支援する。

○ 教職員の資質能力の向上

いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの

認知や指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に組織的な協力体制を確立して実践に当たる。

年に数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施する。

また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。

さらに、「いじめ対応マニュアル『子どもたちの笑顔のために』」や「生徒指導ハンドブック」、「学級経営ハンドブック」、「Let's feel じんけん」等、指導資料を活用した校内研修の実施する。

子どものモデルとなる教職員の人権感覚を育成するため、教育センター等での研修を系統的・計画的に実施する。また、管理職等を対象に、人権教育の推進に関する研修を実施し、いじめの問題等に対する組織的な未然防止体制を図る。

障害のある児童生徒が、周囲の児童生徒に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行う。

そのためには、教育的な活動を通して障害に対する理解を周囲に促すとともに、障害のある児童生徒だけでなく、生活の中でつまづきやすい児童生徒を含めた、すべての児童生徒が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う。

また、障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」「個別支援シート」を作成し、早期からの支援体制をいっそう整備するとともに、「就学時引き継ぎシート」、「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。そのため、教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケート等を実施する。
- 児童の変化等に気づいた情報について、関係教職員間（校長・教頭を含む）で確実に共有するとともに佐喜浜小学校いじめ問題対策委員会へ報告し、速やかに対応する。
- 得られた目撃情報等を担任が毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 毎時間、一人一人の顔を見て声を聞くことを大切にするにより、児童の変化等に気づけるようにする。
- 個人ノートや教職員と児童生徒の間に交わされる日記等も活用する。
- 養護教諭との連携を密にし、保健室での児童の様子を聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 保護者からの相談や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえるよう、連携を密にする。
- 普段から児童の生活を把握するための健康アンケートや声掛けを行う。
- 児童が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのな

いよう真摯に対応する。

- 児童や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から児童への態度や関わり方を見直す。

(2) いじめへの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 「佐喜浜小学校いじめ問題対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、「佐喜浜小学校いじめ問題対策委員会」が責任を持つ。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、室戸市教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- インターネット上のいじめには、インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するPTAや家庭でのルールづくりを推進する。また、インターネット上のいじめには、必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、室戸市教育委員会及び「室戸市いじめ問題対策連絡協議会」、「室戸市いじめ問題専門機関」、「学校支援チーム」からの指示に従って必要な対応を行う。
- いじめは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。

「いじめに係る行為が止んでいること」被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「佐喜浜小学校いじめ問題対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含

む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 学校における情報モラル教育を進める。

第7 P T Aや地域の関係団体等との連携について

（1） P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

（2） 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、P T Aや民生児童委員会等と連携し、学校のいじめ問題への取り組みについて検証する。

第8 重大事態への対処

重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考として、適切に対処する。

重大事態（いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。）

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

また、（いじめにより児童が相当の期間 - 年間30日以上 - （場合のよってはこの日数にこだわらない）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、「重大事態への対策のための委員会」（佐喜浜小学校いじめ問題対策委員会）を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えた

としても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供し、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、室戸市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断し、且つ、室戸市教育委員会が調査を学校が主体となって行うと判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態への対策のための委員会を設ける。この組織の構成については、室戸市教育委員会と密接に連携し、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難である場合は、法第22条に基づき「佐喜浜小学校いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとる。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

⑤ 以下、「いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供」「調査結果を学校の設置者に報告」「調査結果を踏まえた必要な措置」については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月文部科学省に沿って行う。